

福井県農業再生協議会事務処理規程

| | |
|---------------|---------------|
| 平成16年 3月29日制定 | 平成17年 5月31日改正 |
| 平成19年 4月18日改正 | 平成20年11月26日改正 |
| 平成21年 3月27日改正 | 平成21年 5月29日改正 |
| 平成21年 9月25日改正 | 平成22年 5月25日改正 |
| 平成23年 4月 1日改正 | 平成23年 5月23日改正 |
| 平成25年 3月 5日改正 | 平成25年 3月27日改正 |
| 平成26年 2月28日改正 | 平成27年 2月 5日改正 |
| 平成27年 4月 9日改正 | 平成28年 4月 1日改正 |
| 平成29年 6月 1日改正 | 平成30年 4月 1日改正 |
| 令和 2年 5月29日改正 | 令和 3年 6月 2日改正 |

(目的)

第1条 この規程は、福井県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、全て文書をもって行わなければならない。

- 2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せ等を行ったときは、文書に準じて処理する。
- 3 県協議会の事務処理にあたっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 事務責任者は、事務局長とする。

- 2 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務局長補佐を置き、分担して行うものとする。

| 【事務の区分】 | 【事務局長補佐】 |
|-----------------------------|--|
| (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 | 福井県福井米戦略課長 福井県農業協同組合中央会農政生活部長 福井県経済農業協同組合連合会生産販売部長 |
| (2) 担い手の育成・確保及び農地の利用集積に係る事務 | 福井県園芸振興課長 (一) 福井県農業会議事務局長 |
| (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 | 福井県中山間農業・畜産課長 |
| (4) 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務 | 福井県園芸振興課長 |

| | |
|---|--|
| (5) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業の実施に係る事務 | 福井県福井米戦略課長 福井県農業協同組合中央会農政生活部長 福井県経済農業協同組合連合会生産販売部長 |
| (6) 国産農林水産物・食品への理解増進事業の付加価値向上実践事業の実施に係る事務 | 福井県福井米戦略課長 |
| (7) コシヒカリを生んだ福井の稲作技術発信事業の実施に係る事務 | 福井県福井米戦略課長 |
| (8) 儲かるふくい型農業総合支援事業の実施に係る事務 | 福井県園芸振興課長 (一) 福井県農業会議事務局長 福井県農業協同組合中央会農政生活部長 |
| (9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の実施に係る事務 | 福井県福井米戦略課長 福井県農業協同組合中央会農政生活部長 福井県農業協同組合農業戦略部長 |

3 事務局長補佐は、当該事務の区分に係る文書取扱規程第5条第2項に掲げる文書管理補佐及び当該事務の区分に係る会計処理規程第8条第2項の経理補佐を兼務することができる。
(雑則)

第4条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月29日から施行する。
- 2 この規程の変更は、平成25年度農林水産予算の成立後から効力を生ずる。